

職員の懲戒処分について

交通事故等に係る職員の懲戒処分について、地方公務員法第29条の規定に基づき、下記のとおり処分を行いました。

記

1 被処分職員、処分の種類及び内容、事案の概要

被処分職員	処分の種類・内容	事案の概要
滝川西高等学校 教諭 (40代 男性)	減給 (10分の1) 1月	令和2年12月7日に私用で自家用車を運転中、交差点手前で一時停止の際にスリップして同交差点に進入し、右方道路から進行してきた相手方車両左前部に自車右前部を衝突させ、相手方に加療約4週間の傷害を負わせたもの

2 処分日

令和3年4月28日